

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
発電機の借上及び発電機の維持管理		岐阜地本－役 Z 7 0 0 0 0 4 A	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 7 年 7 月 3 日
		変 更	令和 8 年 5 月 1 1 日
		作成部隊等名	自衛隊岐阜地方協力本部

1. 総 則
- 1.1 適用範囲 この仕様書は、自衛隊岐阜地方協力本部において借用する「発電機の借上及び発電機の維持管理」について適用する。
- 2 発電機の借用に関する要求
- 2.1 借用器材 冷房専用 4.5 畳～7.0 畳用窓用空調機（基準：入力単相 1 0 0 V、消費電力 4 8 0 W / 5 6 0 W）動作用の発電機同等品、取付必要部品及び電工ドラム（延長ケーブル）等
- 2.2 借用数量 発電機 2 台（設置を含む）
電工ドラム（延長ケーブル） 2 台（1 0 0 V 用）
- 2.3 借用時程 借受 令和 8 年 7 月 1 日（水）0 8 3 0（基準）
～ 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）1 7 0 0（基準）
※上記日程を基準として細部は官側と調整して決定する事。
- 2.4 納入・引取り場所 自衛隊岐阜地方協力本部旧庁舎 1 F
- 2.5 作業条件 別紙で指示する場所に請負者の負担で設置すること。
- 2.6 借用器材の維持管理 発電機に必要なオイル交換については請負者にて定期的 to 実施、また、請負者が別途、借用発電機の燃料サポート契約を毎月結ぶ
- 3 その他の指示
- 3.1 契約完了後、速やかに取付作業を行うものとし、6 月 3 0 日（火）までに納品・設置を完了すること。
- 3.2 発電機撤去の日程は、官側と協議して決めることとする。
- 3.3 設置した後は試運転を実施して正常に動作することを確認すること。
- 3.4 使用しなかった部材については現場には残置しないこと。
- 3.5 納品にあたり一時的な保管場所等については検査官と調整すること。
- 3.6 借上期間中に発電機が故障した場合は、速やかに交換等の対応をすること。
- 3.7 疑義が生じる事項については、検査官と協議する。
- 4 提出書類
- 4.1 納品書及び受領書
- 4.2 作業写真
- 5 検査
- 取付完了後及び撤去完了後に検査官の検査を受けること。

件 名	発電機の借上及び発電機の維持管理	図 番	
図 名	仕様書	縮 尺	
自衛隊岐阜地方協力本部			



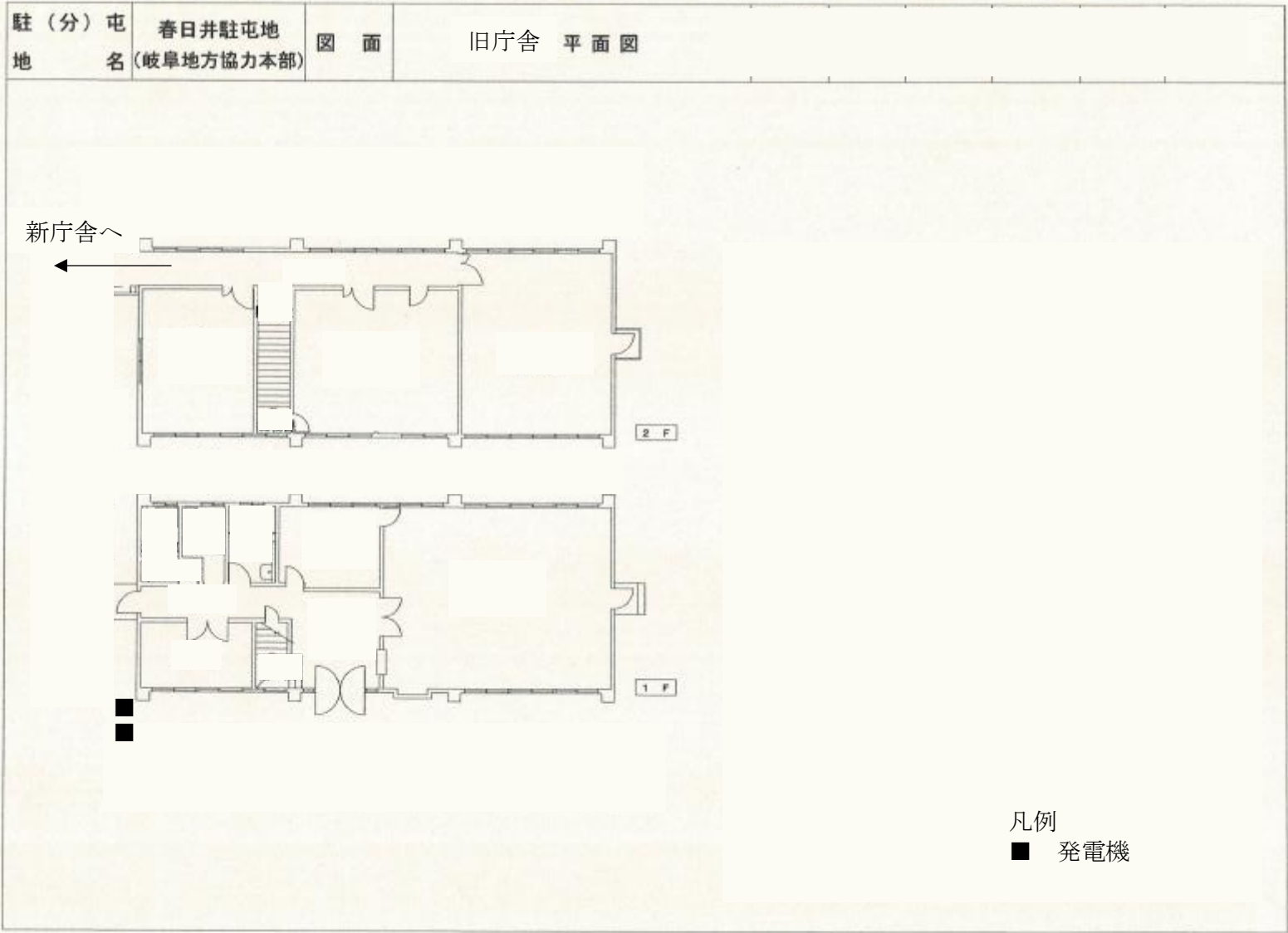
駐（分）屯
地名

春日井駐屯地
(岐阜地方協力本部)

図面

岐阜地方協力本部配置図





陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
発電機の燃料サポート		岐阜地本－役 Z 7 0 0 0 0 5 A	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 7 年 7 月 4 日
		変 更	令和 8 年 5 月 1 1 日
		作成部隊等名	自衛隊岐阜地方協力本部

1. 総 則

1.1 適用範囲 この仕様書は、自衛隊岐阜地方協力本部において借用する「発電機の燃料サポート」について適用する。

2 燃料サポートに関する要求

2.1 発電機の維持管理 発電機の燃料補給が必要な際は官側から請負者に連絡し、借用するポリタンクまたは携行缶へ請負者が補給する。給油の際は、官側の立ち合いの元、官側が用意する給油票に給油量を記載すること。油種は軽油とする。

2.2 サポート期間（3カ月） 単価の変動を加味し、月毎の単価契約とする。

2.2.1 サポート7月分 令和 8 年 7 月 1 日（水） 0 8 3 0（基準）
～ 令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 1 7 0 0（基準）

2.2.2 サポート8月分 令和 8 年 8 月 1 日（土） 0 8 3 0（基準）
～ 令和 8 年 8 月 3 1 日（月） 1 7 0 0（基準）

2.2.3 サポート9月分 令和 8 年 9 月 1 日（火） 0 8 3 0（基準）
～ 令和 8 年 9 月 3 0 日（水） 1 7 0 0（基準）

※上記日程を基準として細部は官側と調整して決定する事。

2.3 納入・引取り場所 自衛隊岐阜地方協力本部旧庁舎 1 F

2.4 作業条件 別紙で指示する場所に請負者の負担で補給すること。

3 その他の指示

3.1 契約完了後、速やかに作業を行うものとし、発電機の維持管理を7月分は7月1日（水）から、8月分は8月1日（土）から、9月分は9月1日（火）から開始すること。

3.2 補給した後は試運転を実施して正常に動作することを確認すること。

3.3 使用しなかった部材については現場には残置しないこと。

3.4 納品にあたり一時的な保管場所等については検査官と調整すること。

3.5 疑義が生じる事項については、検査官と協議する。

4 提出書類

4.1 納品書

4.2 作業写真

5 検査

処置後に検査官の検査を受けること。

件 名	発電機の燃料サポート	図 番	
図 名	仕様書	縮 尺	
自衛隊岐阜地方協力本部			



